

# 局 交 際 費 執 行 要 領

## 1 会費について

局所管事業に関係する団体（任意団体を含む。）が主催する懇談会・懇親会・各種祝賀会・忘年会・新年会等の飲食を伴う会に出席する経費

### (1) 使用対象者

ア 基本的には局部長（代理出席を認める。）

主催者側からの案内が課長宛である場合などは、局部長代理に類するものとし、支出できるものとする。

イ 局内の複数の者に出席依頼があった場合は、主催者側および局内各課と調整を図り、必要最小限にとどめる。（最終的には局長判断により決定）

### (2) 支出額

ア 案内状に記載の額とする。

イ 案内状に記載がない場合は、相当額を持参する。

相当額とは	ホテルでの宴会形式	1万円
	自治会館等（昼の開催が殆ど）	5千円

※ 複数の局に関係する会に各々出席する際は、相互に連絡調整を図り、対応する。

### (3) その他

ア 市長代理として局部長が出席するものについては、秘書課にて支出する。

イ 今後、過去に事例のない支出案件が発生するなど、判断に迷うケースが生じた際は、適宜秘書課と協議する。

ウ 封筒・袋の表書きは、案内状受取人名（職名）を記載

「会費 千葉市〇〇局長」 「御祝 千葉市〇〇局長」

## 2 見舞金等について

局所管事業における行事等市の管理下において発生した事故等により災害を受けた者に対する見舞金及び香典

(1) 支給対象者及び基準は、別紙のとおりとする。

(2) 袋の表書きは、次のとおりとする。

「御見舞 千葉市」 「御霊前 千葉市」

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

## 被災者に対する見舞金・香典支給基準

- 1 局長は、次の表の災害の区分の欄に掲げる災害の原因である事故等が千葉市の管理下において発生した場合は、その災害を受けた者（以下「被災者」という。）に対し、同欄に掲げる災害の区分に応じ、それぞれ同表の交際費の種類の種類及び交際費の金額の欄に定める交際費を支給するものとする。ただし、被災者が自己の故意又は重大な過失により災害を受けたときその他局長が支給の必要がないと認めるときは、この限りでない。

災 害 の 区 分	交際費の種類	交際費の金額
負傷又は疾病で入院を要するもの又はこれと同等と認められるもの（注）	見舞金	10,000円
死亡（その原因となる事故又は顕著な兆候が千葉市の管理下において発生した場合を含む。）	香典	50,000円

注 これと同等と認められるものとは、全治2週間以上の重篤な負傷又は疾病をいう。

- 2 前記1の千葉市の管理下とは、次に掲げる場合とする。
- (1) 本市立の学校の児童及び生徒が学校の管理下にある場合
  - (2) 本市立の保育所又は認定こども園に入所した児童が当該保育所又は認定こども園において保育を受けている場合
  - (3) 本市が主催又は共催する行事又は事業に参加している場合
  - (4) 本市教育委員会の承認した少年団体の会員（指導者を含む。）が、当該団体が計画しその指導者が参加する団体活動を行っている場合
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、局長が交際費を支給することが適当と認める場合